

青 食 安 号 外
令和4年11月1日

報道機関各位

青森県農林水産部
食の安全・安心推進課長
(公 印 省 略)

国の「肥料価格高騰対策事業」の申請受付開始について

国が肥料価格の高騰に対応し、農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の使用量低減に取り組む農業者を対象に肥料費の高騰分の一部を支援する「肥料価格高騰対策事業」について、青森県農業再生協議会を事業実施主体として、別紙のとおり11月4日から「秋肥分」の申請受付を開始します。

つきましては、当事業について、県民への周知に御協力くださるようお願いいたします。

| 報道機関用提供資料 | |
|------------|------------------------------------|
| 担当課 担当者 | 農林水産部食の安全・安心推進課安心推進グループ GM 中村雄二 |
| 電話番号 | 直通 017-734-9352 内線 5035 |
| 報道監 | 農林水産部 次長（農商工連携推進監）成田澄人 内線 4967 |

【別紙】

国の肥料価格高騰対策事業（秋肥分）について

1 事業内容

肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の使用量2割低減の取組を行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の7割を支援します。

2 支援の内容

本年の肥料費から肥料費増加額を算定し、その7割を補填します。

支援金算定式 支援額＝肥料コスト増加分×0.7

＝当年の肥料費－（当年の肥料費÷価格上昇率（1.4）÷使用量低減率（0.9））

※ 例えば、対象となる秋肥が100万円だった場合。

支援金＝（100万円－（100万円÷1.4÷0.9））×0.7＝約14万円

3 支援対象となる肥料

秋肥：令和4年6月から令和4年10月に注文・購入した肥料（本年の秋肥として使用した肥料）

春肥：令和4年11月から令和5年5月に注文・購入した肥料（来年の春肥として使用する肥料）

※「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき登録又は届出された肥料が対象。

4 参加農業者の要件

(1) 生産物等の販売実績のある農業者

(2) 化学肥料低減に取り組む農業者

化学肥料の2割低減を実現するため、国が定める15の取組メニューの中から2つ以上を選択し、令和5年度までの2年間で取り組んでいただきます。

既に取り組まれており、同じ取組メニューに取り組む場合は、その取組を拡大・強化することで事業の対象となります。

【取組メニューの例】

土壌診断に基づく施肥設計、生育診断による施肥設計、局所施肥の利用など。（15メニューから選択）

5 農業者の参加申込先

取組実施者となる農協や肥料販売店など

6 申請受付期間（秋肥分）

| 区分 | 申請受付期間 〔 取組実施者から 県農業再生協議会 〕 | 支援金の支払い時期（予定） 〔 県農業再生協議会から 取組実施者 〕 |
|-----|-----------------------------------|--|
| 1回目 | R4. 11. 4～11. 14 | R4. 12 月下旬以降 |
| 2回目 | R4. 11. 15～12. 28 | R5. 3 月頃 |

※「春肥分」の受付期間等は、国から示され次第（年明け以降の予定）周知します。

※取組実施者（農協や肥料販売店等）から県農業再生協議会への期限となります。

※取組実施者は、5戸以上の参加農業者グループで申請する必要があります。

7 申請先（申請受付窓口）

青森県農業再生協議会 肥料価格高騰対策事業事務センター
〒030-8861 青森市長島2-10-4 ヤマウビル1階101号室
メールアドレス hiryo_kakaku@pref.aomori.lg.jp

8 問合せ先

青森県農林水産部食の安全・安心推進課（青森県農業再生協議会事務局）
〒030-8570 青森市長島1-1-1
TEL 017-734-9352
FAX 017-734-8086
メールアドレス hiryo_kakaku@pref.aomori.lg.jp

※ 各地域県民局地域農林水産部農業普及振興室でも相談対応しています。